

別表

事業種目	事業内容	交付対象者	交付対象者の要件	交付率	助成対象経費
1 がんばる中高年応援事業	中高年層の経営開始時や経営継承時に、経営の早期安定化を目的として取り組む機械導入等に対する助成	認定新規就農者 ¹⁾ 認定農業者 ²⁾	以下の要件を全て満たすものであること 1 事業実施年度の2年前の年度以降に農業経営を開始または継承した者 ³⁾ であること 2 独立・自営就農 ⁴⁾ をしていること 3 独立・自営就農時の年齢が50歳以上であること 4 計画申請時の年齢が64歳以下であること 5 地域計画に位置づけられていること、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること。 6 過去に本事業による補助を受けたことがないこと	1 / 2以内。 ただし、交付対象者当たりの交付上限額を150万円とする。	1 農業用機械・施設等の導入（リースを除く） 2 家畜の導入 3 果樹・茶の新植・改植 ただし、第8の1に定めるものを除く

※1) 「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4の認定を受けた者をいう。

2) 「認定農業者」とは、基盤強化法第12条の認定を受けた者をいう。

3) 法人の場合は、交付対象者が事業実施年度の2年前の年度以降に農業経営を開始または継承しており、かつ当該法人の代表に就任した時の年齢が50歳以上64歳以下の場合に限る。

4) 「独立・自営就農」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引していること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理していること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。